

令和 7年10月31日

報道関係 各位

戸籍に関する証明書の誤交付について

このたび、当市において、下記のとおり、戸籍に関する証明書(以下、「戸籍証明書」と表記)の誤交付がありました。

市民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、徹底した再発防止策に取り組んでまいります。

記

1 概要

総合窓口課において申請のあった戸籍証明書の交付の際、別人の戸籍証明書が混在したものを交付してしまったもの。

2 経緯

令和7年10月28日

A様より戸籍証明書の請求があり交付。同日同時刻頃、B様より戸籍証明書の請求があり交付。

令和7年10月29日

他課手続きのため来庁されたA様より、「戸籍証明書に別人の戸籍証明書が綴じられている。」との申出により誤交付が判明。誤交付した戸籍証明書を回収。

3 原因

同じプリンタから発行されたA様とB様の戸籍証明書を、A様の戸籍証明書を作成していた職員が、あわせて1通として綴じてしまいました。交付前に別の職員が再確認をしましたが、誤りに気がつきませんでした。

4 漏えいした個人情報

B様の戸籍証明書に記載のあった、B様の本籍、筆頭者、氏名、生年月日、父母の氏名、続柄、出生地。

5 対応

A様とB様に直接経緯を説明し謝罪しました。B様にかかる戸籍証明書は使用されておらず二次漏えいのないことを確認いたしました。

6 再発防止策

証明書発行手順を定めたチェックシートを見直すとともに、課内での発行に際しての確認手順の徹底を図り、再発防止に取り組めます。

7 市長のコメント

度重なる事務処理ミスが発生し市民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

今回の誤りを厳粛に受け止め、今後このようなことがないよう、チェック体制を強化し、市民の皆様の信頼回復に向け全力で取り組んで参ります。

お問い合わせ

○戸籍証明書の誤交付に関すること
牛久市市民部総合窓口課
担当: 晝田(内線 1620)

○発信元

〒300-1292 牛久市中央 3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111(内線 3221・3222)
Email kouhou@city.ushiku.ibaraki.jp